

松山市が実施する防災協力事業所表示事業における表示証交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松山市が実施する防災協力事業所表示事業における事業所その他の団体（以下「事業所等」という。）への防災協力事業所表示証（以下「表示証」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(表示証交付業務の運用事務に関する権限と責任)

第2条 表示証交付業務の運用は、松山市防災危機管理部市民防災安全課の所掌事務とする。

(防災協力事業所の要件)

第3条 防災協力事業所の要件は、防災士の資格取得等に取り組んでいる事業所等であることのほか、次のいずれかに該当する事業所等とする。

- (1) 従業員の防災・減災に関する活動又は教育を奨励している事業所等
- (2) 災害時等に事業所等の資機材等を行政機関又は地域の自主防災組織に提供する等、防災活動への協力をしている事業所等
- (3) その他防災活動に協力することにより、地域の防災体制の充実又は強化に寄与している等、市長が特に優良と認める事業所等

(防災協力事業所の認定及び表示証の交付)

第4条 事業所等は、前条の要件を満たす場合には、市長に対して防災協力事業所認定兼防災協力事業所表示証交付（更新）申請書（別記様式）により防災協力事業所の認定（以下「認定」という。）及び表示証の交付を申請することができる。

- 2 市長は、前項の規定による申請があった事業所等が前条の要件を満たしていると認めるときは、認定をするものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、市長は、事業所等が前条の要件を満たしていると認めるときは、当該事業所等の承諾を得た上で、同項の申請があったものとみなして認定をすることができるものとする。
- 4 市長は、前2項の規定により認定した事業所等（以下「認定事業所」という。）を防災協力事業所として特定非営利活動法人日本防災士機構（以下「機構」という。）に推薦するものとする。
- 5 市長は、前項に規定する認定事業所が、機構から防災協力事業所として認証されたときは、機構から表示証の送付を受け、当該認定事業所に交付するものとする。

(表示証の掲出及び取扱い)

第5条 表示証の交付を受けた事業所等は、表示証の有効期間に限り、事業所内の見やすい場所その他市長の指導する場所に当該表示証を掲出するものとする。

2 事業所等は、交付された表示証を写真又は映像によって表示することができる。

3 事業所等は、前項の表示証の写真又は映像をパンフレット、チラシ、ポスター、看板又は映像を利用した広告において表示することができる。この場合においては、表示証の縦寸法及び横寸法の比率を変えずに拡大し、又は縮小して表示するものとする。

4 表示証は、破損等のないよう取扱いに注意するものとし、破損し、又は滅失した場合は、速やかに市長に報告するものとする。

(公表)

第6条 表示証の交付を受けた事業所等は、防災協力事業所の名称その他の事項について、ホームページ又は発行する広報紙等において公表することができる。

(表示証の有効期間)

第7条 表示証の有効期間（次条において「有効期間」という。）は、交付を受けた日から5年間とする。

(表示証の更新)

第8条 認定事業所が、当該認定事業所に係る有効期間の満了後、更に継続して表示証を掲出しようとするときは、表示証の更新を受けなければならない。

2 表示証の更新を受けようとするときは、認定事業所は、有効期間の満了の日の1箇月前までに、市長に対して防災協力事業所認定兼防災協力事業所表示証交付（更新）申請書（別記様式）により、再認定及び表示証の更新を申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があった認定事業所が第3条の要件を満たしていると認めるときは、再認定をするものとする。

4 前2項の規定にかかわらず、市長は、認定事業所が第3条の要件を満たしていると認めるときは、当該認定事業所の承諾を得た上で、第2項の申請があったものとみなして再認定をすることができるものとする。

5 市長は、前2項の規定により認定した認定事業所が継続して防災協力事業所として認証されるよう機構に推薦するものとする。

6 前項の規定により推薦された認定事業所が機構から継続して防災協力事業所として認証されたときは、当該認定事業所に係る有効期間は、従前の有効期間の満了の日から5年間とする。

(認定の取消し)

第9条 認定事業所は、次に掲げる事由に該当するときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

(1) 事業を廃止し、又は休止したとき。

(2) 第3条の要件を満たさなくなったとき。

(3) 偽りその他不正な手段により表示証の交付を受けたとき。

2 市長は、事業所等から前項の報告があったときには、速やかに当該事業所等の防災協力事業所の認定を取り消し、表示証を回収するものとする。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。